

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出及び添付書類をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルキョウ東油山店
福岡市城南区東油山一丁目7番1号ほか
- (2) 大規模小売店舗を新設する者
有限会社 共藤
代表取締役 藤 邦喜
福岡市城南区東油山三丁目21番12号
- (3) 小売業を行う者
株式会社 マルキョウ
代表取締役 坂元 守
福岡県大野城市山田五丁目3番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年12月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,538 m²
- (6) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 67台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 40台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50 m²
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 一般廃棄物
建物内南側 11.52 m³
 - 資源物
建物内南側 11.92 m³
- (7) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時30分
閉店時刻 午後11時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時00分から午後11時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口1、出口1、出入口1 建物敷地北側及び西側
 - エ 荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後11時00分まで

2 届出年月日

令和6年4月10日

3 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）